

各地方整備局等下水道担当課長 経由

〔 各都道府県下水道担当課長
各政令指定都市下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長
環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長

下水道法に基づく事業計画の策定に係る
環境大臣への意見聴取及び通知について（通知）

「令和3年の地方分権改革に関する提案募集」において、下水道法（昭和33年法律第79号）に基づく事業計画の策定に係る国土交通大臣から環境大臣への意見聴取及び通知に関し、地方公共団体が作成する参考資料の簡素化について提案があったことを踏まえ、様式等の見直しを行ったことから、下記のとおり通知します。

記

- 1 公共下水道又は流域下水道の事業計画を定めるに当たり、国土交通大臣に協議又は届出を行う場合においては、下水道法第4条又は第25条の23の規定に基づき（但し、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第5条又は17条の9に定める場合を除く。）、保健衛生上の観点から国土交通大臣は環境大臣への意見聴取又は通知を行うこととなっている。これに関して、公共下水道管理者又は流域下水道管理者においては、従前のとおり事業計画協議申出書又は事業計画届出書を国土交通省へ提出する際に、別添参考資料を作成し、事業計画書及び下水道計画一般図の写しと併せて提出するよう、御協力いただくこと。
- 2 参考資料の様式については、別添参考資料1、2(A)及び2(B)とする。参考資料1及び2(A)は処理区ごと、参考資料2(B)については市町村ごとに作成いただくこと。また、参考資料の作成に当たっては、市町村及び都道府県のし尿処理担当部局と十分に調整を行っていただくこと。
- 3 「下水道法に基づく事業計画の策定に係る環境大臣への意見聴取及び通知について」（平成24年3月27日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課企画専門官事務連絡）は、廃止する。

参考資料1

参考資料2(A) 終末処理場におけるし尿投入計画表

参考資料2(B) し尿処理計画表